

琉 球 「金 姓 家 譜」 考

虎頭民雄

序

「金姓家譜支流」は当大学英文科教授平敷安貞氏の所蔵せられる貴重な文献であつて、種々重要な歴史的事項を含むものである。原本は横20cm・縦30cm、50枚の和綴本で緑色の錦を以て表装してある。然し太平洋戦争中防空壕で水浸しにされたとかで、所々破損し判読不能の箇所があるのは残念である。ともかく出来るだけ復元してみた。家譜全部の記事を掲げるのは紙数の関係もあるので、必要な箇所のみを抜書としたことを諒承して貰いたい。

1. 家譜全般について

琉球にあつて家譜は誰でも任意に作り得るものではなく、土分に取り立てられる時国王より新家譜を賜うのが例であり、その許可のしるとして必ず第1枚目に「首里之印」という朱印を押すことになつていた。本書の第1枚目にもこの朱印が押してある。第1枚目から4枚目にかけて金家の系図が記されており、これを総合すると次の様になる。



(系図中の(1)(2)(3)…は長男・次男・三男…を、(4)(5)(6)…は長女・次女・三女…を示す。)

【註】 安益以後は次の通りである。 安益—安登—安益—安貞氏

最初の安斎の生まれたのが順治11年9月24日で、最後の安益の記事が同治2年で終つてゐるので、1654年から1863年まで、江戸時代で云えば4代家綱の承応3年から14代家茂の文久3年に至る約200年間に及ぶ記録である。順治・同治など中国清朝の年号を使用している事からも分る様に、琉球が形式的には中国の主権に属し、実質的

には島津氏の支配下に置かれていた期間に該当する。

記事の体裁は家系のうち男子を主体とし、その人の実名・童名・生年月日を掲げ、次に父母の名とそれぞれの生年月日・死亡年月日を記し、次に子供の名をすべて載せている。女子は生年月日・嫁家先・死亡年月日を記すのみである。そのあと男子の人生的生涯の記録が死に至る

まで順を追つて記されている。然し男子の中には早死したり、さほど公的活動をしなかつたため、省略されたり簡単な記事にとどまつている者もある。

男子で公的活動の記事のない者は安澄・安慶・安行・安看・安善の5人、簡単な記録にとどまつている者は安執・安生・安徳・安房・安美・安邑・安永・安長・安方・安相・安政・安恒・安信の13人、詳細な興味ある記事の載せられている者は安齊・安但・安里・安教・安章・安益の6人である。ここでは最後に挙げた6人の人々の記事を中心にみて行きたいと思う。

次にこの金姓家がどういう家柄であるかをみてみたい。琉球では一字を姓とするもののが多かつた。例えば蔡・鄭・金・林・梁・沈・王・紅・田・魏・高・陳・毛等であるが、これには二通りがあつた。一つは1392年中国の福建地方から琉球へ移住して來た所謂明人36姓の人々で、これら中国系の人々の子孫は久米村に集団的生活を送つて勿論一字姓を用いていた。今一つはその後系図座を設定して琉球の貴族・士族に家譜を作らせた時、36姓にならつてそれぞれ一字名を家名とした人々である。これらの人々は通常は一字姓を用いず中国との外交文書だけに使用していたらしい。本書の金姓は後者の意味で使用しているものである。従つて中国系の人々とは全く何の関係もないものである。

さてこの「金姓家譜」は「支流」と注があるように、金安齊は5世に当るとし、

元祖金国鼎、具志頭親方能安、四世金朝榮、津嘉山親雲上安春次男也

と記している。

これによると金家の本流は具志頭の親方で、安春が津嘉山親雲上となつて別家を立て、更に安齊になつてまた別家を立て、後述するように次の安但に至つて今帰仁間切平敷の地頭となり、以後平敷を姓として使用することになる。もつとも对中国關係に於ては金姓を用いたであろうと思われる。

親方・親雲上という言葉が用いられているが、これは琉球の社会に於てどのような身分を意味していたのであろうか。

琉球の階級制度は貴族・士族・平民に大別される。そして貴族・士族は更に次の様に細分される。

貴族 (1)おもいぐわ(王子)

(2)あすたべ(三司官)

(3)かなそめはちまき(かなそめは紫、はちまきは冠、紫冠即ち親方)

士族 (1)大やくもいた(親雲上)

(2)さとぬしへ(里主)

(3)けらへあくかべ(家来赤頭)

王子は王族、三司官は大臣の家柄で、親方はいくつかの村々を含む地方——間切を所有する大名格で、紫冠を用い総地頭とも称する。親雲上は間切内の1カ村を所有するもので脇地頭といい黄冠をつける。琉球の政治の実際的運営は親雲上階級の人々によつて行われていた。地頭家をまた里之子家ともいい、その子弟で家督をしても未だ黄冠の定年に達しない者を「さとしゆ」(里主)といい、無位の者を里之子と云う。定年に達して黄冠を戴ければ里之子親雲上と称し、功によつて地頭職に補せられると里之子を除いて某親雲上と唱えるという。

以上によつて考えてみると、平敷家の祖先は具志頭の親方という名門であり、分家したために親雲上になつたという事が出来る。

2. 安齊伝

次に安齊に関する部分を掲げる。

5世安齊津嘉山里之子親雲上

童名恩武太、諱榜第行二、順治11年(1645)9月23日生。

尚質王世代

康熙7年(1668)2月6日、為小赤頭。

尚貞王世代

同8年12月18日、為御書院若里之子。

同9年8月17日、結歛髻而入于下庫理。

同20年12月4日、陞黃冠。

同21年12月12日、為宮古御藏役。

同26年6月5日、為砂糖座大屋子。

同29年、為賀薩州翁主出嫁事、向氏奥間親方朝祺赴于薩州時、奉命為与力。6月23日、那覇開船。10月30日帰國復命矣。

同31年12月1日、為國頭方代官筆者。

同36年12月3日、為金御藏大屋子。

同38年5月29日、為帰唐船勤番。6月□日、航于慶良間島、公務已竣。7月□□日、帰京。

同39年12月1日、為勢理客地頭。(?)

同43年12月27日、陞座敷。

同44年10月7日、兼為唐船送並迎勤番、航于久米島、公務已竣。翌年帰京。

同46年2月4日、為伊江島在番。

同47年5月8日、於那覇、勤帰唐船勤番。

尚益王世代

同50年12月22日、為読谷山間切在番。

尚敬王世代

同52年12月20日、為今帰仁間切在番。

同61年□月29日、卒寿70岁□□□

(註1) □□…は破損のため欠字の箇所、□内の文字

は小生の推定したものである。

(2註) 琉球王世代，但し島津氏琉球入り後である。
尚寧(1587～1620)－尚豊(1621～1640)－尚賢(1641～1647)－尚質(1648～1688)－尚貞(1669～1709)
－尚益(1710～1712)－尚敬(1713～1751)－尚穆(1752～1795)－尚溫(1796～1802)－尚成(1803)
－尚灝(1804～1828)－尚育(1829～1847)－尚泰(1848～1899)

この記事の中に「陞黄冠」と云うのがある。琉球の位階制は冠幘の紅・紫・黃・綠による正従9等18階の品位があり，親雲上の家柄は黄冠を授けられるもので役職の高下に応じて正従6品から正従3品の8等となつていて。 「陞黄冠」とは従6品になることで役人としての第一歩と云える。この黄冠を授けられる年令は一定しないが大体30才前後と思われる。黄冠を授けられる以前は見習または無役である。

次に「結歎髻」は我国で云う元服にあたり，童児風の髪形から成人風の髪形になるのを云い大体15才で行われる。元服前の12・3才の頃「下庫理小赤頭」となるらしく，これは貴族・士族の子弟を儀礼・文教の事を扱う役所下庫理で集団的に教育をしていたのではないかと思われる。「結歎髻」後20才前後で「下庫理若里之子」となつて黄冠を授けられるまで役所で教育を受けると共に，事務の見習をしていたらしい。見習であるから無役が原則であるが，人によつては助手程度の低い役職につくこともあります。前述の如く黄冠を授けられて初めて役人に任命されるのである。

この家譜に見える人々の「陞黄冠」前後の状況を表にしてみると次の様になる。

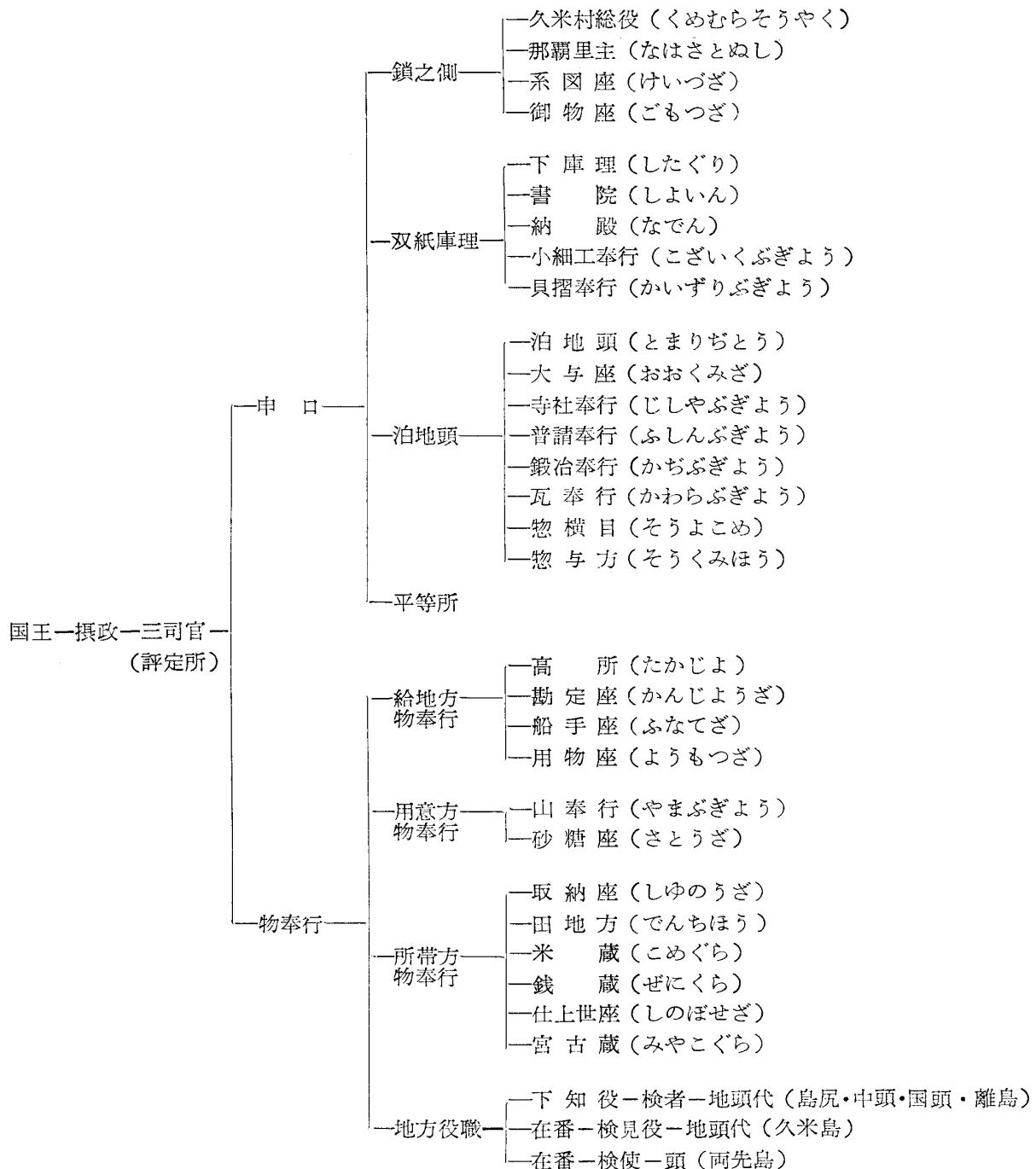
(註) 下表の数字は年令を示す。

名	下庫理小赤頭	結歎髻	下庫理花当	下庫理若里之子	黄冠	最初の役職	享年
安 齋	13	15		15	28	宮古御藏役	70
安 但		15		21	23	三司官翁氏富盛 親方与力	71
安 里	16	17		21	20	御勘定座筆者	57
安 房	12	15	19	21	28	法司官毛元翼池 城親方安命仮与力	64
安 邑	14	15		23	29		31
安 執		15		27	31	御勘定座筆者	48
安 徳		15					24
安 生	14	15	(18)				24
安 美		15	21	23	33	國相尚氏読谷山 王子朝憲仮右筆	66
安 教		15		23	31	御評定所足筆者	60
安 英		15		25	33	請地代官筆者	48
安 章		15		23	36	御道具當大屋子	?
安 政		16		24	29	御評定所加勢筆者	?
安 方		15		29			?
安 益		15		24	29	御評定所足筆者	?

- 【備考】 1 安齊は結歎髻前の14才で御書院若里之子となつている。
 2 安生は18才で御系図座花当となつていい。
 3 下庫理花当は下庫理若里之子になる前の段階のようである。
 4 黄冠を授けられる前に安英は25才で東

山奉行筆者，安章は29才で御用物座筆者，安益は29才で御評定所加勢筆者になつている。

上述の人々は役人としての生涯を送つたのであるから次に琉球の職制をみてみたい。



官職制について東恩納寛惇氏は次の様に述べられています。

中央地方の官職の制度はその創設の年次・名称等から推して、鎌倉・室町及び江戸各幕府の制度にならつたものが多く、特に慶長薩摩入以後の職制は、薩摩との連絡上薩藩の制度を導入したものが多い。けれども全体の運用としては独自の構想に基づくもので、特に重要官職に選挙制を採用していることが注目される。

上の職制の一覧表によつて分る様に、組織が三権分立になつていない。立法機関は無論国王であつて、諮詢機関として摂政がある。これは王親の中の重要人物を以て

任じ、摂政御殿 (せつせいおどん) と云えば人臣の極位である。政局の実務を統轄するものは三司官で、その選任は王子・按司・親方・久米村の諸役・那覇の長官及び表15人 (各部局の長官次官を以て組織する) 等がその選挙権を持つている。選挙制とはいへ、その発効は無論国王の認承によるものである。政府の全体を見まわして、申口及び物奉行の二局制で、申口というのは本来納言の意味で、その管下に属する部局は主として儀礼・用度・文教・治安に関するもの、治安に関する司法警察の事務は平等所で扱つているが、これは治安というよりむしろ風紀という方が正しい。儀礼によつて内外の交渉を処理

して行く方針であるので国防の機関はない。物奉行管下の諸機関はもっぱら財政方面の政務で、慶長以後薩摩との関係事項を処理する目的から設定されたものが多い。地方制度は間切五捌理(さばくり)と称する機関があつて事務を分掌している。疲弊した農村に対しては、特に検見役を派遣して調査させ、振興の対策を講じ、それでも

はかばかしく行かない場合は「公儀御引取り」と称して立ち直るまで中央政府の直轄とする。(以上東恩納氏の「琉球の歴史」による)

さて金姓家の人々は役人としてどの方面で活躍していたであろうか。表にして示すと次の如くである。

名	役	職	名
安 齊	宮古御蔵役，砂糖座大屋子，国頭方代官筆者，金御蔵大屋子，勢理客地頭？ 伊江島在番，読谷山間切在番，今帰仁間切在番		
安 但	三司官翁氏富盛親方与力，？王子朝直与力，越來王子朝慶与力，給地御蔵大屋子，評定所筆者，北京大筆者，宮古大藏大屋子，御書院御物当，御右筆，敬王姬端慶覽翁主大親，聞得大君御殿大親，小細工奉行，掌輸使，小細工奉行(再任)，大美御殿次親，今帰仁間切平敷地頭，中城御殿大親，勘定奉行，申口座		
安 里	勘定座筆者，勘定座大屋子，勘定座日帳方大屋子，宮古島在番筆者，御用意御蔵大屋子，大与中取，尚氏具志川王子朝利大親，		
安 房	法司官毛元翼池城親方安命仮与力，津嘉山翁主大親		
安 執	勘定座筆者，勘定座大屋子，		
安 美	国相尚氏読谷山王子朝憲仮与力，評定所寄筆者，評定所筆者，御船手大屋子，国学中取，真和志之平等文筆師匠，大与中取		
安 教	評定所足筆者，冠船方加勢筆者，評定所寄筆者，評定所筆者，接貢船脇筆者，真和志之平等文筆師匠，慶賀使向氏小波津親方朝用与力，御船手大屋子，接貢船大筆者，返上物宰領，宗門手札改中取，御用物仮奉行，御用物奉行，接貢船官舎，		
安 英	請地代官筆者		
安 章	御道具當大屋子，御道具座大屋子，		
安 政	評定所加勢筆者，評定所足筆者，評定所寄筆者，冠船御用意方掛，江戸立方筆者，評定所筆者，		
安 益	評定所足筆者，評定所寄筆者，評定所加增筆者，給地御蔵大屋子，評定所筆者，		

【備考】 1 大屋子は一般事務官、与力は王子、親方等に仕えるもの、大親は王族家の家令、筆者は書記官と思われる。

2 筆者には加勢筆者、足筆者、寄筆者、加増筆者、筆者の段階があつたらしい。

以上を見てみると、金姓家の人々は書記官として評定所で勤務した者、経済関係の役所で活躍した者、外交関係の事務に関与した者が多いようである。

役人として最も出世したのは安但で小細工奉行・勘定座奉行をへて、申口座に入っている。これに次ぐのは安教で用物座奉行になつている。その他の人々は奉行職まで行かなかつたようである。書記の役は自然書道に熟達

するので、安美・安教が文筆師匠となり、また安美が国学中取になつてゐるのは注目される。

さて安齊はその伝によれば宮古御蔵・砂糖座に勤務し、1690年には島津氏慶賀の事あり与力として薩摩へ赴いた。その後国頭方代官筆者、ついで金御蔵の役人となり、唐船(琉球から中国へ赴く貿易船すなわち進貢船)の事務のため慶良間島・久米島・伊江島へと出張し、晩

年は説谷山・今帰仁間切の地方勤務でその生涯を終えている。かなり経済的手腕のあつた人らしく、役人としては順調な生涯を送つたとみてよいであろう。

3. 安但伝

安但は琉球の对外関係に於て大いに活躍した。彼は將軍吉宗・家重襲職の慶賀使の随伴者として2度にわたつて薩摩をへて江戸に赴き、また中国への謝恩使に従つて北京に赴いた。役人としても前述の如く出世をとげ、晩年その功によつて今帰仁間切平敷地頭職をうけ、以後平敷親雲上と称し、平敷氏の基礎を築いたと云つてよい。

安但の記事は10枚19頁に及んでいるが、ここでは彼の2回の江戸参府、1回の北京参朝を中心に述べてみたい。

まず江戸参府2回の記事を次に掲げる。第1回の江戸参府は安但30才の時で、第2回は60才の時である。

【第1回江戸参府】

尚敬王世代

康熙56年（1717）10月11日、為慶賀將軍^{吉宗}公膺襲事、尚氏越來王子朝慶赴于江府之時、奉命為從者。翌年6月8日、那覇出船。15日、到麗府。9月11日、麗府出足。1月（1月は11月の誤り）8日、到于江府芝御屋敷。12日2日、江府^出^足。次^亥年²月⁶日、回于麗府公、務已竣。3月3日、^麗府^開船。19日、回国復命矣。

【第2回江戸参府】

尚敬王世代

乾隆11年（1746）11月27日、就公方様御代替、慶賀使尚氏具志川王子朝利赴于江府時奉命為掌翰使。同13年6月1日、領國翰之時、於南風之御殿賜膳宴。6月10日、那覇開船。14日、到山川、16日、起程到麗府。7月25日、隨王子進城朝見時、賜大通 時唐冠服騎馬。26日、拝謁大雄山御官南泉院御靈位。8月4日、王子

御膳進上之時、照例進城行朝見之礼、賜大通。7日、從太守公賜御膳、觀離子三番狂言三番。9日、隨王子拝謁福昌寺淨光明寺 時唐冠服騎馬。12日、太守公御首^出之時、隨王子參詣御諏訪。9月9日、如江府出足時唐冠服騎馬。10日、到水引大小路。14日、以船行烈。11月□□日、到大坂佐土原御屋敷時賜御料理屋□□□□□言□□□同□□日，在地以船□。□□日、到伏見佐土原御屋敷。22日、伏見起身。12月11日、到江府芝御屋敷 時賜御料理。15日、隨王子進城呈御書翰。18日奏音樂時賜回翰□□且賜御吸物三御銚子御盛合御菓子御濃茶、又賜惣中江白銀三百枚時回翰授安但。23日、太守公江御膳進上時、隨王子進御殿朝見時、惣中江賜文銀三十枚、時從惣中奉進金子二千疋。25日、隨王子進太守公御殿朝見 時賜御料理大通。翌日、受詔進御殿見操、公務已竣。28日、江府起身。翌1月11日、到伏見薩州御屋敷。20日、以船行烈、到大坂佐土原御屋敷。24日、於川口乘開船。27日、在地開洋。3月8日、到麗府久見崎。翌日、開船到向田御屋敷、12日、起程到伊集院。翌日、出足到麗府。23日、隨王子進城、奉許面之旨、時賜從太守公白麻一束。4月5日、麗府開船。6日、到山川。10日、彼地開洋。□□日、到大島。6月6日、開洋。⁶月□日、帰國。

琉球の使節が江戸に赴くのには二通りの形式があつた。一つは謝恩使（恩謝使）で、琉球では国王が代わる時は島津氏に申請し、島津氏はこれを幕府に届けてその許可を得ることになつており、新しい琉球王が位につくや、謝恩使を江戸に送つて襲封の恩を謝した。他の一つは慶賀使（賀慶使）で、これは徳川將軍が代わる時にその襲職を祝う使を幕府に送るものである。

謝恩使・慶賀使の江戸参府は琉人立と云い、特に事故のない限り薩摩藩主が同時に参府し、江戸において琉使聘礼の際はこれを先導するのが例であつた。江戸時代を通じ18回の琉球使節の江戸参府があつた。

回数	聘礼の日	謝恩	慶賀	正使	副使
1	寛永11年（1634）閏7月9日	尚豊襲封		佐敷王子朝益	金武王子朝貞
2	正保元年（1644）6月25日	尚賢襲封		国頭王子正則	
			家綱誕生	金武王子朝貞	
3	慶安2年（1649）9月1日	尚質襲封		具志川王子朝盈	
4	承応2年（1653）2月8日		家綱襲職	国頭王子正則	

回 数	聘 札 の 日	謝 恩	慶 賀	正 使	副 使
5	寛文11年 7月28日	尚貞襲封		金 武 王子朝興	越來 親方朝誠
6	天和2年 4月11日		綱吉襲職	名護 王子朝允	恩納 親方安治
7	宝永7年 11月18日		家宣襲職	美里 王子朝禎	富盛 親方盛富
		尚益襲封		豊美 王子朝匡	与座 親方安好
8	正徳4年 12月2日		家継襲職	与那城王子朝直	知念 親方朝上
		尚敬襲封		金 武 王子朝祐	勝連 親方盛祐
9	享保3年 11月3日		吉宗襲職	越來 王子朝慶	西平 親方朝叙
10	寛延元年 12月15日		家重襲職	具志川王子朝利	与那原親方良暢
11	宝曆2年 12月15日	尚穆襲封		今帰仁王子朝忠	小波津親方安藏
12	明和元年 11月21日		家治襲職	読谷山王子朝恒	湧川 親方朝喬
13	寛政2年 12月2日		家斉襲職	宜野湾王子朝祥	幸地 親方良篤
14	寛政8年 12月6日	尚溫襲封		大宜見王子朝規	安村 親方良頭
15	文化3年 11月23日	尚灝襲封		読谷山王子朝英	小祿 親方良和
16	天保3年 閏 11月4日	尚育襲封		豊美城王子朝春	沢岐 親方安慶
17	天保13年 11月19日		家慶襲職	浦添 王子朝熹	座喜味親方盛普
18	嘉永3年 11月17日	尚泰襲封		玉川 王子朝達	野村 親方朝宣

以上の表の中、安但の関係しているのは、第9回の吉宗襲職の慶賀使と第10回の家重襲職の慶賀使である。

安但の最初の江戸参府では彼は従者として赴いているので大した活躍もしなかつたらしい。

「通航一覧」(巻之十三琉球国部)によると使節一行の人数氏名は次の通りである。

享保三年戊戌十月十日、松平薩摩守殿琉球人九十四人召連、國元発足之段、去る五日注進有之候。

琉球人名 左之通

慶賀正使越来王子、紫巾大夫副使 西平親方、贊儀官久米須親雲上、樂正 天願親雲上、儀衛正 国吉親雲上、掌翰使 前川親雲上、圉使 瑞慶覽親雲上、使贊武村親雲上、嘉味田親雲上・上原親雲上・長堂親雲上

・汀間親雲上・阿嘉山親雲上、樂師 伊良波親雲上・新里親雲上・照屋親雲上・手登根親雲上・久志親雲上・樂童子 富里里之子・伊良皆里之子・喜志武里之子・源河里之子・伊野波里之子・当麻里之子・嵩原里之子・奥間里之子、・上下人数九十四人、右之通御座候以上

安但がこの94人中にいることは確かであるが、もし記せられているとすれば津嘉山親雲上とある筈である。これに該当するものはないが、阿嘉山親雲上とあるのがそれかもしれない。安但の記事で江戸到着が1月8日となつてるのは明らかに誤りで、「通航一覧」によれば11月8日となつてている。筆写の際の誤りであろう。

安但の第2回の江戸参府は掌翰使という重要な役目をもつて赴いただけその記事も前述の如く極めて詳細である。これを「通航一覧」(巻之十四)の記事と比べながらみてみよう。

琉球使節の一行は「唐冠服」とあるように中国風の服装をして鹿児島・江戸間を往復したものであつて、これは江戸幕府がその勢威外国にまで及んでいることを人々に知らせようとしたためであり、また島津氏も琉球服属のことを誇示せんがためであつた。

安但達一行は延享4年6月10日那霸を出発、16日鹿児島に到着、9月9日(延享4年は7月12日改元して寛延元年となる)鹿児島を出発した。藩主島津宗信と同道して久見崎から乗船、海路おそらく瀬戸内海をへて、11月中旬大阪に着いた。ここから伏見をへて東海道を江戸へ向うのであるが、この間の警戒・給与は幕府の負担となる。かくて12月11日江戸芝の薩摩屋敷に入った。

「通航一覧」(巻之十四)

寛延元年12月11日覚

一、琉球人今日到着候間、先達而相触候通、火之元無油断入念見廻り相慎可申候、少も油断有間敷候、
以上

十二月十一日 町年寄三人

一行は12月15日、島津宗信に導かれ、江戸城大広間で將軍家重に拝謁して御代替を賀し、種々の品物を献上した。ついで西丸に於て大御所様(吉宗)・大納言殿(家治)に拝謁して儀式を終つた。

この時の一行の氏名は次の通りである。

寛延元年十二月十五日、中山王府使官員、慶賀正使具志川王子奴十四人、副使紫巾大夫与名原親方奴子六人、贊儀官 池城親雲上奴子二人、樂正平敷親雲上、儀衛官 呉屋親雲上、掌翰使
津嘉山親雲上、圉師 真喜屋親雲上、以上奴子各二人、使贊 金城親雲上・渡嘉敷親雲上・座喜味親雲上・幸池親雲上、樂師 名嘉地親雲上・稻嶺親雲上・伊舍堂親雲上・名護親雲上・津波親雲上以上奴子各二人、樂童子 智念里之子・奥原里之子・大城里之子・徳嶺里之子・湊川里之子・伊江里之子以上奴各二人、通計九十八員大坂重之子

以上の中にある掌翰使津嘉山親雲上こそはまさに安但である。安但が平敷地頭となり平敷親雲上と称するのはこれより2年後のことであるので、この時はまだ津嘉山親雲上であり、樂正の平敷親雲上は全然別の人である。

安但は掌翰使という役で琉球国王の国書を奉持するのであるが、この時の國書は次のようなものであつた。

琉球国書翰

謹呈一翰候、公方様、大御所様、大納言様、益御機嫌克候被成御座、恐悦奉存候、然者就御代替、以使者御祝儀申上候儀、從大隅守奉願候処、如願被仰渡添次第奉存候、因茲為御祝儀、今般具志川王子差上候、隨而御太刀一腰御馬一疋並目録之通獻上之仕候、御執成奉願候、誠惶謹言、

卯月十一日

中山王尚敬

酒井雅楽頭様

堀田相模守様

本多伯耆守様

松平右近将監様

人々御中

12月18日は大広間で家重・家治の前で琉球音楽を奏した。平敷親雲上登金城が指揮を取り、樂として万年春・賀聖明・樂清朝を、唱曲として日麗中天・春色嬌・乾道泰を奏楽した。更に將軍の希望により、樂として鳳凰吟・慶皇都を、唱曲として奉霞觴・詩家事を行い、琉歌をもうたつた。そのあと琉球王への賜物、及び將軍から返書が与えられた。安但がこれを受取つたが、次の如き書であつた。

執政回簡

書翰令披見候、三御所様益御機嫌克被成御座、恐悦之旨尤候、就御代替之御事、御祝儀為可申上、今度以使者具志川王子、如目録獻上候、御前江被召出之、御喜色之儀候、猶薩摩守可申述候、恐々謹言、

十二月

松平右近将監武元

本多伯耆守正珍

堀田相模守正亮

酒井雅楽頭忠知

中山王 回答已上

これで幕府との交渉は終るわけで、そのあと島津公と交渉が行なわれて、公務全く終了するのである。

11月28日江戸を出発、翌年1月20日大坂着、1月27日大坂出港、3月8日久見崎着岸、13日鹿児島に到着している。4月5日鹿児島出港、大島にしばらく滞在して6月中旬に帰国している。全旅程満1カ年を要したことになる。

前述の如く琉球使節の江戸参府は江戸時代を通じて僅か18回しか行なわれていないのに、安但は2度にわたつて江戸へ赴いたのは特筆すべきことである。そして金姓家譜の中で江戸へ赴いた人は安但だけであつた。

安但は1730年42才の時、謝恩使(?)に従い福州をへ

て北京へ赴いた。安但以外で中国に赴いたのは後の安教だけであるが、中国に渡っているが、いずれも福州までであって、北京まで行ったのは安但だけである。

安但の北京行の記事は次の如くである。

雍正8年(1730)1月24日，為恩謝事，王舅向氏前川親方朝夷・正儀大夫蔡文河仲井間親雲上・北京大通事蔡其棟具志親雲上，赴于中華之時，為北京大筆者。10月22日，賜餞宴。12月2日，那霸開船，到馬齒山，候風。9日，開船到古來山，候風。18日，見有候風，彼地開洋。22日，到怡山院。29日，安挿柔遠駅。7月12日，福州起身。8月2日，到浦城県，每貢使上京荷蒙皇上給發兵牌勘合以資長途向例有前站委慶一名代為支領得罪衙門責革今勘合上已無前站名子然而一路駿球人自不能抄牌每□必委子發等帶去路途駿球數使之抄牌故欺騙球人自福州三山驛起至此駛所執銀兩止有廩給口糧料表箱夫方物夫馬等代銀□站委子□盜取無給球人於是王舅大夫各官相議即□□□牌勘合懲彼罪放回都□□□蔡其棟具志親雲上与文英奉王舅大夫命帶□領二人別僱小船一隻先駕一路抄牌執出銀子三百余兩入公矣球人自抄牌之例□此始原是有五十八站此番尋出十四站共為七十二站。11月12日，到京。12月14日，上表。16日，納貢物并官生謝恩物。1月8日，進午門領欽賜國王各綬綱共八十疋，又賜文英毛青布六疋。3月7日，入朝在昭德賜內宴，到禮部衙門，賜上下馬宴祠次領勅書。8日，北京起身。5月19日，到閩，公事全竣。6月28日，五虎山開船。7月13日，歸國。同10年11月16日，蒙褒嘉北京一路執出駿站銀，有於功劳，授領綿子三把。

琉球國は明・清両朝から外藩として扱われていた。琉球王位の継承は島津氏の許可をうけて実質的に決定するのであるが、中国の封冊をうけるまでは形式的には世子にすぎない。この世子が中国に使を遣わして封事を請うと中国は冊封使を派遣する。琉球への冊封使は慶長以後10回に及んでいる。尚敬王に対しては1719年(康熙58年)に冊封使が派遣されている。この冊封を謝するため琉球から中国へ赴く使者が謝恩使である。これには三司官の1人を正使王舅とし、副使紫金大夫を附して北京に至らしむる。また新しい中国皇帝が即位した際、琉球から慶賀使を派遣することは、徳川將軍の場合と同様で、この時は親方を王舅として正使にあて、副使に正儀大夫を任命するのが例である。そして謝恩使は冊封使の帰国と同行することになっている。

上の文によると安但は謝恩使の随員となったといっているが、冊封使が来てから10年以上も経っていること、

正使が王舅親方で副使が正儀大夫であることからみて、謝恩使でなく慶賀使ではないかと思われる。すなわち清の世宗の登極(1723)を賀するものではないだろうか。それにもしても8年も経つてからというのは少しおそすぎる感がないでもない。

正使・副使の下には隨員として都通事・才府使・官舎使・在般通事・存留通事・北京大筆帳・福建小筆帳・正使使贊・管船直庫・總管・北京總管等があり総勢200人前後であった。

安但は「北京大筆者」に任せられたと云っているから、上の北京大筆帳に任せられたのであろう。この役は正副使に従つて北京まで赴く書記長及び会計掛のような者と思われる。

以上の謝恩使・慶賀使の外に貿易を主たる目的とする琉球からの進貢使(船)・接貢使(船)があるが、これらについては後に述べる。

琉球使節は那霸を出てから福建沖に至り、日和をまつて五虎に入港し閩安鎮に上る。ここで官人に参官・進物し、執照を出せば注進によって福州から海防官が派遣され、その指示に従つて新港に入り、海防官・城守の点検をうけて福州城東南閩江口の琉球館(館には柔遠駅の額を掲ぐ)に着く。北京から入京の指示があつて使節一行が上京の途につく。上京人数は正副使・都通事・大筆帳等20余人で、これに布政司から河口通事・伴送官各1人、護送と称する兵數十人をつける。途中の費用は中国側が負担するのが例である。北京まで約3カ月で次の経路をとる。

福州～～浦城県～～清湖～～杭州府錢塘江～～西湖
～～蘇州府～～揚州府～～淮安府～～長家湾～～北京

(註) ～～は水路、――は陸路、～～～は大運河による。

北京では城内の会同館(接待所)に入り、ついで貢品・表文及び札部への詔文を差出し、さらに拝礼・勅書・賜物の受領・饗宴等があつて、北京滞在3・4カ月に及ぶ。福州・北京間往復、滞京に10カ月又は1年を要した。

安但の記事によれば一行が浦城県に至った時中国側の役人との間に紛争が生じた。文章の意味がよく分らない所もあるが、次の様な事であろうと思われる。すなわち一行の上京の費用は中国側が負担し、兵牌(通行証の如きものか)を発行していた。所が中国の役人がこれを持逃げしたため、中国側から受取る銀両を手に入れることができない。そこで安但らは小船を雇つてこの役人を追跡して300両を取り戻したというのらしい。多少違っているかもしれないが、この銀両を取り戻したことは安但(文英)の手柄であったので帰国後特に褒賞されている。上掲の原文には脱字あり、筆写の際の誤字もあるら

しく完全に読解出来なかつたので文の区切りはつけずそのままにして置いた。

安但は役人としては前述の如く最も出世した人であった。

乾隆9年（1744）6月15日，小細工奉行職。

同13年（1748）掌翰使として江戸参府。

同14年6月25日，小細工奉行職再任。

同15年3月8日，今帰仁間切平敷地頭職を拝授。

同19年12月3日，勘定奉行職。

同21年9月22日，陸中口座。

となり同24年7月22日，71才で亡くなっている。親雲上階級の人としては非常な立身と云わなければならないであろう。

3. 安里・安執・安美・安教・安政・安益伝

上述の如く，琉球王を正式に任命するために中国から冊封使が派遣されて來るのであるが，この冊封使の船を冠船と云つた。冠船は2隻より成り正使・副使以下500～800人に及ぶもので約半カ年琉球に滞在する。この間薩摩の琉球支配の事実をかくすために，琉球はすべて中國風に改められ，薩摩の役人は表面に現われない。然し實際は薩摩から冠船奉行が派遣されて裏面から指揮をとるのが例であった。冊封使の接待と同時に冠船貿易も行わるので，琉球は全力をあげてこのことに当るのである。以下安里・安執・安美等の伝からこのことをみてみよう。

7世 安里

乾隆22年（1757）12月15日，冊封天使全魁・周煌貴臨

之時，為諸入目惣及諸座諸藏諸帳清書之事，奉憲令，為中取。

7世 安執

乾隆22年（1757）12月15日，冊封天使全魁・周煌貴臨之時，為諸入目惣及諸座諸藏諸帳清書之事，奉憲令，為中取。

8世 安美

嘉慶4年（1799）10月6日，因明年冊封天使貴臨，為首里那霸泊碑文石塔外，將可障華人品取除之役。同5年3月19日，冊封使貴臨之時，奉命組躍編修于和風之文。

嘉慶13年（1808）8月2日，冊封使貴臨之時，奉命組躍編修于和風之文。

9世 安教

嘉慶13年（1808）1月4日，兼本職，為冠船方加勢筆者。

10世 安政

道光14年（1834）12月19日，就冠船方御用意，為御評定所加勢筆者。

11世 安益

咸豐6年（1856）8月2日，就冠船御用意，為御評定所加勢筆者。

冊封使渡來の年代は次の通りである。

年 代	冊封される琉球王	正 使	副 使	関係ある人物
万暦34年（1606）	尚寧	夏子陽	王士禎	
崇禎6年（1633）	尚豊	杜三策	揚倫	
康熙2年（1663）	尚質	張學礼	王垓	
康熙22年（1683）	尚貞	汪楫	林麟焮	
康熙58年（1719）	尚敬	海宝	徐藻光	
乾隆21年（1756）	尚穆	全魁	周煌	安里・安執
嘉慶5年（1800）	尚溫	趙文楷	李鼎元	安美
嘉慶13年（1808）	尚灝	齊鯤	費錫章	安美・安教
道光18年（1838）	尚育	林鴻年	高人鑑	安政
同治5年（1866）	尚泰	趙新	牛光甲	安益

安里・安執は諸帳簿整理の事に当り、安教・安政・安益は評定所の書記の仕事をしている。安政・安益が冊封使の来るよりも、はるかに早くこの事に当っているのは、いかに琉球側がこのことに力を入れていたかが分る。上述の人々の中やや特殊な任務を受けたのは安美である。

冊封使は数百人の兵士に守られて琉球に上陸するが、この時これまで那覇・首里で勢いを振っていた薩摩の在番奉行以下多くの役人は、たちまち姿をかくしてしまうのである。薩摩の船は運天港に、役人は城間村にかくれる。一方冠船到着前に琉球に於ては「大和年号・にほん衆の氏名・大和書物」その他中国人がみては困るものはすべてかくしてしまい、また「やまと歌・やまと言葉」も用いさせず、「やまとめき候風俗」も一掃させたのである。中国の使節は首里・那覇に滞在して琉球側の接待をうけていた。しかし彼らと雖もこのようなやり方に気が付かなかったわけではないであろうが、彼らは知っても知らないふりをして、事を荒立てまいとしていたのであろう。

冊封使一行は御馳走政策で那覇・首里に釘付けにする方針なので、ここにある日本の年号を刻んだ石碑などは一時撤去しなければならない。安美が「将可障華人品取除之役」に当っているのはこれを物語るものである。

安美は相当学問もあった人らしく、その伝にも、

嘉慶2年5月8日、新設建國学之時、奉命任国学中取職。

同7年2月16日、因三平等郷学新設、置和風之文筆師匠。奉命為真和志之平等文筆師匠。

とあるように、国学が新設された時、その中取職（教授か書記か不明なるも書記であろう）、また日本風の文字（仮名文）をよくするので、真和志の郷学の文筆師匠となっている。それ故冊封使歓迎の宴で組踊りを行うとき、これに日本語の歌詞をつけること2回に及んでいる。このような日本語の歌詞をつけた踊りを中国使節に見せることには疑問があるが、余興としてであるから大した問題にもならなかったのかもしれない。

中国に対しては慶賀使・謝恩使の外に隔年の進貢が認められていた。これは実質的には貿易を目的とするものであって、形式的には外藩として中国朝廷への欠くことの出来ない聘礼の儀であった。この使を進貢使、船を進貢船というが、1678年以後は島津氏の命令によって進貢船の派遣された翌年に、接貢船という迎船を出したので、毎年中国に貿易船を出してのことになる。接貢使は福州に至り、進貢使が北京から帰るのをまって共に帰航するので、その間福州で貿易を行なうのである。

この接貢使・接貢船に関する記事をあげてみると、安教

嘉慶24年（1819）2月1日、奉命為接貢船脇筆者。8月12日、賜御茶飯。24日、登船。9月15日、那覇開船。20日、到怡山院。30日、安插駅、公務全竣。翌年4月26日、登船。5月10日、五虎門開船。16日、帰国。

道光9年（1829）2月1日、奉命為接貢船大筆者兼務前職、6月27日、賜御茶飯。8月29日、登船。9月4日、那覇開船。13日、到怡山院。21日、安插駅、公務全竣。翌年閏4月18日、登船。29日、五虎門開船。5月5日、帰国。

道光15年（1835）2月1日、奉命接貢船官舎。閏6月19日、賜御茶飯。8月16日、登船。9月27日、那覇開船到馬齒山。10月5日、彼地開船。10日、到怡山院。18日、安插駅。12月28日卒寿六十、葬于白泉庵。

安教は前後3回にわたって接貢使の一員として福州にわたり、ついに彼地で亡くなっている。

【註】 福州で亡くなつた安教の遺骨は安登の甥安種が明治40年に郷里に持ち帰り祖先の墓に埋葬した。（平敷安貞氏談）

最後は官舎使という重要な役になり、貿易上に活躍したので、その歿後道光17年に特に三司官から次の褒賞状を受けている。

去年返上物方御注文物而例年通格別便宜御用立候右付而者渡唐役者骨折出精与相見得心掛宜候付被褒置候條於琉球猶又致吟味手厚其沙汰可在之旨但馬守殿御書付を以被御渡尤往々渡唐之役者最遍 入念出精候様時々申渡可在之旨御書付相見得候且又唐御注文之端物地合等格別宜買欠等茂無之右付而者一統致骨折精勤之筋相見得候間心掛宜段然与褒置於琉球茂先例之振合を以相当之御計可在旨是又御同人御書付を以被御渡候、唐御注文品入念宜渡候様重々被御渡航在之候而申渡置候処厚汲受出精之廉相見得殊勝之至候仍褒賞狀如件

三 司 官

道光十七年丁酉二月九日

故平敷里親雲上

上の書状をみると琉球の対中国の貿易が薩摩の指令下に行なわれていたことが分る。琉球よりも薩摩の必要から接貢船貿易が行なわれていたことを示すものである。

安教はまた2回にわたって薩摩を訪れた。

道光3年（1823）2月3日、奉命為年頭慶賀使向氏小波津親方朝用与力。翌年3月25日、賜餞宴。7月2日、

那覇開船。8日，到山川。11日，陸地起身。12日，到麗府，公務全竣。同5年10月8日，麗府開船，到山川。14日，彼地開洋。19日，帰国。

道光10年5月21日，奉返上物宰領。6月13日，那覇開船。16日，到山川。25日，彼地開船到麗府，公務全竣。翌年2月27日，麗府開船，到山川。3月15日，彼地開洋。4月3日，帰国，開國之時勤御返翰宰領。

琉球から島津氏に対し年貢その他を運ぶ船を楷船と云った。これは春秋の2期出すのが例であり、進貢船の古船をあてたらしい。この便を利用して年々年頭使者が薩摩へ向い、鹿児島に在番して薩摩側の役人と交渉に当る。この在番親方は琉使江戸参府の際は副使を勤める例となっていた。

安教が最初薩摩へ赴いたのはこの年頭使者の従者としてであり、第2回は「返上物宰領」と云っているから、中国からの貿易品を薩摩へ運ぶ役に当ったものであろう。「返上物」と云っているから琉球の対中国貿易の資金が薩摩から出ていたことを示すものである。

最後の安益の伝にこれまでと違った次の1節があるのが注目される。

同治元年（1862）11月11日，因留在此國之仏朗西人等無事歸國，從內院賞賜白木棉布一端。

琉球は江戸幕府と同じく鎖国政策をとっていたが、1854年7月11日ペルリのひきいるアメリカ艦隊に圧せられて琉米和親条約を締結し、ここに琉球の開国となつた。1855年11月24日にはフランスと、1859年7月6日にはオランダと同じく和親条約を結んだ。

安益の伝にいいうフランス人は琉球開國後訪れたものであるが、それが誰であったか、どういう事があったのかよく分らない。

この翌年の

同治2年10月10日，為御評定所筆者。

の記事をもって家譜の記事は全く終了する。

世上漸く騒然とし幕末の風雲急をつけ、琉球もこの嵐の中にまき込まれ、家譜もここに筆を絶つに至ったものであろう。

結　び

「金姓家譜」は断片的な記事が多いがそれらを通じて平敷家の人々が役人としてどのような生涯を送ったか、特に外交関係においていかなる役割を果して来たかが窺われ、琉球と中国、薩摩、江戸幕府との外交貿易の制度を部分的ではあるが裏書きする貴重な文献であると云えよう。

出来うれば同じ型の家譜が多数発見されて比較対照して研究し得るようになれば更に重要な事柄を知りうるであろう。

終りにのぞみ貴重な家譜を貸与された平敷先生に深甚の謝意を表するものである。

参考文献

琉球の歴史	東恩納寛惇
孤島苦の琉球史	伊波普猷
鹿児島県史	
ペルリ提督遠征記	
日支交渉史活	秋山謙蔵
古琉球	伊波普猷
「郷土の歴史」九州篇沖縄県の歴史	拙著

（本稿は昭和37年12月初旬西日本史学会にて発表の予定である）

昭和37年9月19日脱稿